

## 企業年金のマイナンバー利用について

平成28年から税務手続等でマイナンバーが利用開始となることをうけて、企業年金でも、税務署へ提出する源泉徴収票にマイナンバーを記載することが義務づけられました（ご本人あてに送付する源泉徴収票には記載しません）。

このように、平成28年1月以降に支払われる年金の源泉徴収事務でマイナンバーが必要になることから、当基金においてもマイナンバーの収集が必要になります。今後、年金の請求手続を行う際にマイナンバーを届け出てください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※すでに年金を受給している方は、個々にマイナンバーを収集するのは実務的に難しい面があるため、企業年金における年金記録の通算センターである企業年金連合会に収集を委託することになります（企業年金連合会は、マイナンバーを統括管理する「地方公共団体情報システム機構」からマイナンバーを取得します）。受給者ご本人から直接届け出てください。



マイナンバー  
広報キャラクター  
マイナちゃん